

No.3 横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定に関する案件概要

議第1443号 横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定

（内容）

横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）は、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

平成25(2013)年3月の改定から10年以上が経過しており、その間、生産年齢人口の減少や超高齢社会の一層の進展などによる人口構造の変化、気候変動に伴う災害リスクの増大、脱炭素社会の実現や生物多様性の保全等に対する社会的要請の高まりなどに加え、鉄道や高速道路等の整備による広域的な都市構造の変化など、横浜市を取り巻く都市環境も大きく変わってきています。

その中で、横浜市が将来にわたって、地域の魅力や価値を高め、持続的な都市の成長や発展を実現していくため、これまでに整備してきた市街地を使いこなし、アップデートする取組とともに、都市基盤の整備効果を最大限発揮できる新たな都市づくりを両輪で進めていくことが必要です。

都市づくりの基本理念として定める「未来をひらく 次世代に誇れる都市づくり（幸福な市民生活の実現、企業活動による持続的な経済成長を、豊かな自然環境と共生しながら支えていく都市）」を実現するため、市民や企業の皆様が横浜のありたい姿をイメージし、協働で都市づくりを進めていくツールとなることを目指して、横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）を本案のとおり改定します。